（更生手続開始決定の日の前日までの延滞税、利子税及び延滞金（以下、併せて「延滞金等」という。）（延滞金等の額①））　2,763,800円

（更生手続開始決定の日から起算して１年を経過する日の翌日から更生計画認可決定日の前日までの間に生ずる延滞金等（延滞金等の額②））　額未定

（更生手続開始決定の日から１年を経過する日（その日までに更生計画認可の決定があるときは、その決定の日）までの間及び更生計画認可決定日以降完納に至るまでの間に生ずる延滞金等（延滞金等の額③））　額未定

３　権利の変更及び納付方法

⑴　別表７記載の優先的更生債権（公租公課）のうち、更生手続開始決定の日の前日までの間に生ずる延滞金等（別表７延滞金等の額①記載の延滞金等）、及び、更生手続開始決定の日から起算して１年を経過する日の翌日から更生計画認可決定日の前日までの間に生ずる延滞金等（別表７延滞金等の額②記載の延滞金等）は、徴収権限を有する者の同意を得られた場合、更生計画認可決定確定の日に、その全額につき免除を受ける。

⑵　別表７記載の優先的更生債権（公租公課）のうち、更生手続開始決定の日から１年を経過する日（その日までに更生計画認可の決定があるときは、その決定の日）までの間に生ずる延滞金等、及び、更生計画認可決定日以降完納に至るまでの間に生ずる延滞金等（別表７延滞金等の額③記載の延滞金等）は、徴収権限を有する者の意見を聴いたうえで、更生計画認可決定確定の日に、その全額につき免除を受ける。

⑶　前記⑴及び⑵の免除後の債権額の全額を更生計画認可決定確定の日から３か月以内に一括納付する。

第２　労働債権

１　確定優先的更生債権（労働債権）

更生債権たる労働債権は存在しない。

２　債権届出期間経過後に届出のあった退職金債権

債権届出期間の経過後更生計画認可の決定以前に更生会社を退職した者が会社更生法140条２項に基づいて有効に届出をした退職金債権については、確定した更生債権額に限り、その全額を更生計画認可決定確定の日から３か月以内に一括弁済する。

第３節　一般更生債権の権利の変更と弁済方法

第１　一般更生債権（敷金返還請求権を除く）

１　確定一般更生債権

50件　1,877,076,336円及び額未定

別表８－１

２　権利の変更及び弁済方法

⑴　別表８－１記載の確定一般更生債権のうち、更生手続開始決定日以降の利息・損害金については、更生計画認可決定確定の日に、その全額につき免除を受ける。

⑵　別表８－１記載の確定一般更生債権のうち、元本及び更生手続開始決定の日の前日までの利息・損害金の20万円以下の部分については、その全額を更生計画認可決定確定の日から３か月以内に一括弁済する。

⑶　別表８－１記載の確定一般更生債権のうち、元本及び更生手続開始決定の日の前日までの利息・損害金の20万円を超える部分については、その１％相当額を、更生計画認可決定確定の日から３か月以内に一括弁済する。

⑷　第７章に定める吸収合併（以下「本件合併」という。）後に吸収合併存続会社である更生会社が解散し、かつ、更生会社の資産の全ての換価・回収が完了した後、更生会社の残余資産から更生会社の清算結了までに必要な共益債権額を控除した残額があるときは、その残額を弁済原資として追加弁済を行う。

追加弁済は、本節第１及び第２の確定一般更生債権並びに東京地方裁判所平成29年（ミ）第１号会社更生事件（以下「蛸屋菓子店更生事件」という。）の更生計画における確定一般更生債権（更生手続開始決定後の利息・損害金を除く。）を対象に、前記⑴による免除並びに前記⑵及び⑶による弁済後の残額を基準として按分して弁済する。更生会社の追加弁済の弁済率は、本件合併前から更生会社有限会社蛸屋菓子店（本店所在地　栃木県小山市本郷町二丁目８番26号。以下「蛸屋菓子店」という。）に対して確定一般更生債権を有する者が蛸屋菓子店更生事件における更生計画に基づき弁済を受ける追加弁済の弁済率と同率とする。

追加弁済が行われたときは、当該弁済時に、追加弁済を行わないときは、管財人青谷洋治及び管財人上野保（以下、併せて「管財人ら」という。）が追加弁済を行わない旨の通知書を発送した日に、確定一般更生債権の残額につき全額免除を受ける。

第２　一般更生債権（敷金返還請求権）

１　確定一般更生債権

３件　9,430,000円　別表８－２

２　権利の変更及び弁済方法

別表８－２記載の確定一般更生債権のうち、会社更生法48条３項の定めにより共益債権となるべき額を除く残額について、第６章第２節第２に定める吸収分割の効力が生ずる日（以下、第６章に定める吸収分割を「本件分割」といい、本件分割の効力が生ずる日を「本件分割効力発生日」という。）までに敷金返還請求権の停止条件（賃貸物件の明渡しの完了並びに賃貸借契約に基づく敷金からの未払賃料債務及び未払原状回復工事費用等の賃借人の負担額の控除等を指す。ただし、会社更生法48条３項の定めにより共益債権となるべき敷金返還請求権がある場合は、当該賃借人の負担額は確定一般更生債権たる敷金返還請求権に先立ち共益債権たる敷金返還請求権から充当するものとする。以下、本項において同じ。）が成就した場合には、停止条件成就後の確定一般更生債権の残額に対して前記第１、２を適用して権利の変更及び弁済を行う。

別表８－２記載の確定一般更生債権のうち、本件分割効力発生日までに敷金返還請求権の停止条件が成就しなかった場合には、確定一般更生債権のうち、会社更生法48条３項の定めにより共益債権となるべき部分を除く確定一般更生債権の残額については、停止条件が成就したものとみなして、当該残額に対して前記第１、２を適用して権利の変更及び弁済を行う。なお、会社更生法48条３項の定めにより共益債権となる敷金返還請求権は、停止条件を維持したまま本件分割により株式会社蛸屋（本店所在地　栃木県小山市城東四丁目19番15号。以下「本件承継会社」という。）へ承継される。

第４節　弁済・納付に関するその他の事項

第１　弁済・納付の場所等

更生計画による弁済は、更生会社の本店所在地において行う。

ただし、更生債権者等が希望する場合は、その指定する銀行口座への振込により弁済することができるものとする。この場合の振込費用は更生会社の負担とする。

弁済日が金融機関の非営業日である場合には、翌営業日に弁済を行う。